

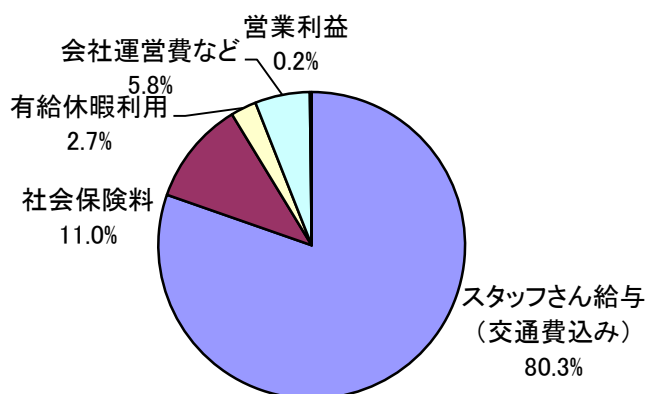
改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)



スタッフさんの給与で、料金総額の約80.3%です。

次いで、スタッフさんの雇用主として負担する健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険などの社会保険料が約11.0%となります。

また、スタッフさんが有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間の請求はできませんが、会社としては、スタッフさんの雇用元として賃金の支払が生じるため、その引き当て分としての費用が含まれます。

その他、当社営業担当者の人件費、オフィス賃貸料、募集費等をはじめとする諸経費が約5.8%かかっています。



プリマハムグループ
プリマ・マネジメント・サービス株式会社